

(7) 無償資金協力（うち政府間で交換公文を締結するもの）

(単位:百万円)

府省名	調査主体	令和7年度予算額	令和8年度予算案	増▲減額	反映額
外務省	本省調査	151,440の内数	153,100の内数	1,660の内数	—

事案の概要	無償資金協力には、独立行政法人国際協力機構（JICA）が施設の建設や機材の調査を行うものと、機動的な実施の確保などのために外務省が実施に必要な業務を直接行うもの（以下「外務省実施」という。）がある。今回の調査は、無償資金協力のうち、政府間で交換公文を締結するものを対象とする。
-------	--

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 支払前資金について

支払前資金について、①当面再開の見通しがない、②相手国政府等との間で中止の同意を取り付けることが困難、③支払の必要性に係る特段の事情がない、の活用基準を全て満たす場合に他の案件に活用できるが、③について、一部でも支払の必要性がある場合は支払前資金として活用できないものとして整理している。

JICAは、③の基準の細分化を行うなどにより、更なる活用可能な資金が存在しないか精査を行い、支払前資金が過度に滞留することがないよう、資金管理の更なる見直しを徹底すべき。

2. JICA交付前資金について

外務省及びJICAは、複数年にわたって実施される案件について、案件の進捗状況や支払状況を踏まえた適切な執行管理を徹底すべき。

また、外務省は、当該年度に相手国への支払予定が立たなくなった案件については、JICAへの交付決定を見送るなど、相手国への支払時期に応じた交付を行るべき。

3. 外務省実施分について

外務省は、外務省実施案件の進捗管理を適切に行うよう見直すべき。

外務省は、未完了の案件が多い国について、①既存案件の完了に注力する、②新規案件の採択について、既存案件の完了見込みを立てた上で採択する、③資金を全額払いではなく案件の進捗に応じた交付にすることを通して、資金残高が過度に滞留しない仕組みとなるよう、資金管理方法の見直しを行るべき。

反映の内容等

1. 支払前資金について

JICAで管理する支払前資金のうち、「③支払の必要性に係る特段の事情がない」との基準について、事業実施に当たり案件によってはコンサルタント契約を別途締結している場合があることから、支払の必要性の有無を本体事業費とコンサルタント関連費で細分化して、判断することとした。

2. JICA交付前資金について

外務省及びJICAは、複数年にわたって実施する案件について、計画策定の段階で初年度の支払が不要となる場合は、その点を前提とした計画及び相手国への支払時期を踏まえた計画を立てるとともに、案件の進捗に応じた資金交付を行なべく執行管理を徹底することとした。

3. 外務省実施分について

案件完了まで長期間かかっている全ての案件について、進捗が滞っている理由を精査し、場合によっては案件中止及び国庫返納も念頭に、被援助国政府及び調達代理機関との調整を開始している。また、新規案件の形成に当たっては、既往案件の進捗状況を確認し、同様の状況が発生しないよう関係者に周知徹底を行っている。